広島県　広島県広島市中区上八丁堀６番30号　広島合同庁舎４号館　中国四国厚生局　郵便番号730―0012　電話番号082（223）8181　ＦＡＸ番号082（223）8155

福岡県　福岡県福岡市博多区博多駅東２丁目10番７号　福岡第２合同庁舎　九州厚生局　郵便番号812―0013　電話番号092（472）2370　ＦＡＸ番号092（472）4474

８　その他　視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成24年10月１日（月曜日）までに厚生労働省医政局医事課試験免許室又は試験地を管轄する地方厚生局に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

９　８に関する問い合わせ先　東京都千代田区霞が関１丁目２番２号　厚生労働省医政局医事課試験免許室　郵便番号100―8916　電話番号03（5253）1111　ＦＡＸ番号03（3503）3559

歯科医師試験委員の公告

第106回歯科医師国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

平成24年７月２日

厚生労働大臣　小宮山洋子

試験委員長　杉原　一正

副委員長　川浪　雅光

委員

朝田　芳信	新井　一仁	有地榮一郎
池邉　哲郎	和泉　雄一	井上　富雄
井上美津子	岡田　智雄	尾﨑　哲則
長田　斎	金田　隆	兼松　隆
北井　則行	北川　善政	古郷　幹彦
斎藤　隆史	齋藤　俊行	櫻井　薫
佐々木啓一	佐藤　聡	里村　一人
佐野　司	澤瀬　隆	渋谷　鑛
島内　英俊	菅井　基行	杉山　芳樹
髙橋　信博	丹沢　秀樹	永田　俊彦
長塚　仁	仲野　道代	野中　和明
野村　修一	馬場　一美	日野出大輔
細川　隆司	前田　健康	牧　茂
松島　潔	三浦　宏之	溝口　到
宮﨑　秀夫	宮崎　真至	宮脇　正一
森田　章介	森田　学	山城　隆
山本　一世	八若　保孝	吉田　和市
米山　隆之	渡邊　郁哉	

公　告

諮　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１０７号

北海道石狩市花川南９条２丁目174番地

債務者　畑中　由美

1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９９号

福島県須賀川市下宿前１－３　レオパレスマ・メゾンⅡ108、住民票上の住所北海道千歳市青葉３丁目６番25号

債務者　加藤　正志

1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３７５号

札幌市豊平区豊平２条12丁目２番17―301号

債務者　関根　幸江

1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６５０号

札幌市白石区菊水上町２条１丁目46番地48　コーポマタムラ10号

債務者　仲本　強

1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７２７号

札幌市手稲区稲穂４条６丁目20番35号

債務者　小山双美子

1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７２８号

札幌市手稲区手稲本町４条４丁目４番46―202号

債務者　小山　淳

1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７７６号

札幌市中央区南11条西１丁目４番12―201号

債務者　忍路きみ子

1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８０２号

札幌市北区新川２条１丁目２番50号　シャトー25―105号

債務者　五十嵐真由美

1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９４７号

北海道石狩市花川南５条１丁目185番地

債務者　中山サト子

1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０５３号

札幌市西区宮の沢２条１丁目１番43―209号

債務者　三浦　敬介

1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０７７号

札幌市北区北27条西14丁目４番11号

債務者　三浦　貴之

1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１０９号

札幌市南区澄川４条９丁目７番10号　澄川マンション101号

債務者　工藤　三春

1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部